

わらないこと、などの点からみて確実に人為的な配慮がなされたとするにはやや根拠が弱いような感じを受ける。しかし①頭骨のみが「置かれた」状態で出土していること②焼土の堆積はその量からみても「普通」ではないなどの点でこの遺構が何か特別の意識を持って扱われていたことは確実であろう。そして、その意識が(いくつかの調査例が示すのと同じような)何かの「儀礼」に関係したものであった可能性は高いといえるのではないだろうか。(5班 柏事務所)

#### 註

1) 「千葉県の貝塚」千葉県文化財保護協会 1983

- には下切付貝塚、扇ヶ谷貝塚として記載がある。
- 2) 「千原台ニュータウンII」千葉県文化財センター1983
- 3) 全ての記載は発掘時の観察によっている。今後整理の進行に伴って見解が修正される可能性もあることを断っておく。
- 4) 「"いけにえ"の起源をさぐる」土肥孝 1983 「アニマ」No.121 平凡社  
「縄文時代の動物と儀礼」西本豊弘 1983「歴史公論」No.94 雄山閣 等を参考にした。なを個々の報告書名については省略した。

## 「群小区画墓」の終焉期

—所謂「方形周溝遺構」をどう見るか—

渡 辺 修 一

### 1. 問題の所在

かつて佐原真氏は方形周溝墓を他の墓制と対比する際、「区画墓」という語を用いた(註1)。それは確固たる概念として定着した用語ではないが、筆者は後期群集墳等も含めて「群小区画墓」(必ずしも周溝を有するとは限らない。それらの多くが持つ「墳丘」は本来副次的要素として出発するが区画という意味において周溝にとって換わることもあり得る。)と総称したい。かかる「群小区画墓」は、その造墓主体の占地性及び造墓時の労働と群構成の共同性の両面において、すぐれて農業共同体社会の墓制という本質を有し、弥生時代中期から古墳時代の数百年間を規定する要素と考えるからである(註2)。

ところが古墳時代以降とされる「方形周溝遺構」なるものが、千葉県を中心に急激な類例の増加を見ている。これが筆者の考える「群小区画墓」としてよく、また奈良、平安時代にも存在したとするなら、その歴史的意義が問題となる。しかしそれらは、漠然と墓ではないかとされながら、正確な時期と性格の決定は困難を極めてきた。その中で、最近ようやく金丸誠氏と山岸良二氏がこの問題について重要な発言を行なった(註3)。

金丸氏は「方形周溝」と「円形周溝」を一括し、それらを「古墳時代後期から歴史時代における、明確な形状での埋葬主体及びマウンドを遺存しな

い方形ないし円形状の溝からなる墳墓の遺構」として「墳墓」たる「高塚古墳」と峻別する。またその後の佐倉市立山遺跡の報告(註4)では時期を限定し得る良好な資料を得、6世紀～8世紀後半という年代観を裏付けた上で、古墳と「方形・円形周溝」の差を「古墳時代後期以降奈良・平安時代における一地方社会における階層差」としている。しかし、金丸氏にあっては「方形・円形周溝」が本来的に埋葬主体とマウンドを持っていたと考えられており、規模や周溝形態に求められる古墳との区別の基準が不明瞭であって、「階層差」の本質もいま一つ判然としない。加えて「方形周溝」が古墳より遅れて終末を迎えることの説明が困難であろう。

一方山岸氏は次のように言う。「方形周溝状遺構」は、「一時的中断や確執」がありながらも形態面で「方形周溝墓」を受け継ぎ、性格面では「墓」としての機能が希薄化して「葬送の一部を催行する場等のために残存した遺構ではないか」しかし「和泉式～真間式期」(山岸)がはたして一時的な中断という言葉で片付け得るだろうか。規模や形態の類似だけで「方形周溝状遺構」と「方形周溝墓」を直接結びつけるには、それらの間のヒアタスは大き過ぎはしまいか。また「墓」以外の機能を考える根拠も薄弱であろう。

「方形周溝遺構」は後期群集墳と混在するものが

No.	遺跡名	後期古墳	円形周溝	方形周溝		溝不明	遺構総数	分類	備考	
				真間	国分					
1	種ヶ谷津		I				4	?	1981年度調査。非常に小型、長方形土壇あり 種田斉吾・阪田正一『千葉東南部ニュータウン3』 (一次) 1975 種田斉吾『千葉東南部ニュータウン5』(二次) 1978 80年度三次調査	
2	有吉	○ ←	(5)				4	I a		
3	高沢古墳群	●					1	I b	1982年度調査。非常に小型、長方形土壇あり 1981年度調査	
4	高沢	(↑)					1	II a		
5	南二重堀	●					10	?	伊藤智樹・古内茂・他『千葉東南部ニュータウン12』 1983	
6	鈴子					4	8	12		II b
7	小金沢古墳群	●					1	1	I b	田坂浩・白井久美子『千葉東南部ニュータウン8』1979 郷田良一・小宮孟『千葉東南部ニュータウン10』1982
8	御塚台	○					4	4	Ia?	
9	ムコアラク	●■			2		4	6	I a	田坂・白井前掲書 関口達彦『千葉東南部ニュータウン11』1981
10	六通金山	●■					5	5	Ib?	
11	六通神社南	□						10以上	—	調査中
12	大膳野北	■						5	I a	白石浩『千葉市大膳野北遺跡』1982 貝塚部分80・82年度調査
13	押沼谷向							8以上	—	1981年度確認調査
14	押沼金糞第三							1以上	—	同上
15	押沼高堀第一							7以上	—	同上、覆土上面で須恵器長頸壺を出土したものあり
16	押沼高堀第二							1以上	—	同上
17	ナキノ台	□						10	—	調査中、主体部として木棺直葬 I 地下式塚 2 (うち骨片出土 I)
18	草刈(D区)	●■	○					1以上	—	同上
19	鎌取							2以上	—	同上

分類 I : 鬼高期の古墳群と共に群集している場合 II : 方形周溝遺構のみが存在する場合  
a : 同時期と考えられる集落内、または近接して存在する場合 b : 同時期と考えられる集落には接しない  
■ □ : 方墳 ● ○ : 円墳等 (白ヌキは調査中などで詳細不明なもの等を示す)  
ここに示した諸例は、すべて (財)千葉県文化財センターによって調査、報告されたものである。

表1 関係遺跡一覧 (1983年9月現在)

多いことは周知の如くである。論点の相違を超えて両者に惜しまれるのは、後期群集墳との関係、殊に群構成に関する検討をやや疎かにした点である。それを抜きにしては、「方形周溝遺構」の歴史的性格についての解決は不可能と考えられる。次節では豊富な資料を蓄積しつつある村田川中流右岸地区の一部の遺跡に限って分析を試みたい。

## 2. 「方形周溝遺構」の群構成原理と性格

村田川中流右岸地区では「方形周溝遺構」(類似した性格の円形のものも含む)は表1に掲げた19遺跡より検出されている。未報告、調査中等で詳

細が不明なものも多い現状下でも80数基を下らないことは確実である。まず遺跡の全体像がある程度把握可能なものに関しては、群のあり方について分類を行なってみた。そこで注視されることは過半が後期古墳と共に群を形成しているという事実である。また同時期と見做し得る集落との関係によっても分類を行なっているが、この点では今のところ具体的な傾向を見出し難い。ただ「方形周溝遺構」を墓址とした場合、後期群集墳に比して墓域の独立性が弱いと言えるかも知れない。では次に後期古墳と「方形周溝遺構」が混在する場合の例として、ムコアラク遺跡と六通金山遺跡に



図1 関係遺跡分布図

における「群」の形成過程を検討してみる。

千葉市ムコアラク遺跡では6基の「方形周溝遺構」が古墳群に混在して検出された。それらの分布を見ると明確に2支群に分け得るが、それぞれをA群、B群とする(図2)。A群は古墳7基(1基は未調査)と「方形周溝遺構」2基で構成される。ここではまず前方後円墳である1号墳が7世紀中葉には築かれ、続いて2号墳、5号墳の順で造営される。3、4、9号墳については土器によって築造順序を推定するのは困難であるが、おそらく9号墳が最も新しく8世紀初頭に、3、4号墳がそれより以前、ほぼ同時(わずかに4号墳が先行するか?)に築かれたことが石室形態等も併せ見ることによって導き出される。2号方形周溝と3号方形周溝については、不明確ながらも周溝内出土土器によって時期の推定が可能であり、互いに近い時期ながらも2号方形周溝は8世紀前半、3号方形周溝は8世紀後半を想定し得る。したがってA群では9号墳に続いて、規模は他の古墳と大差なくただ横穴式石室を主体部に持たない2号

方形周溝が築かれ、次段階には規模も縮小された3号方形周溝が築かれたことになる。

一方ムコアラクB群ではA群より少し遅れて造墓が開始され、2号墳と同じ頃に6号墳が、続いて7号墳から8号墳へと造営されていく。最も新しい8号墳第2主体部は、9号墳同様確実に8世紀に降るものと考えてよからう。B群に属する4基の「方形周溝遺構」はいずれも遺物が僅少で、時期が判然としない。しかしB群の構成はA群に近似しており、おそらく8号墳に続いて1号方形周溝が営まれ、次段階になって4~6号方形周溝が築かれていったと推察される。

ムコアラク遺跡の北東方、坂崎谷津と称される小支谷を狭んで六通金山遺跡が存在する。この六通金山遺跡も古墳および「方形周溝遺構」が群集しており、ムコアラク遺跡同様2支群に分けられるが、報告者に従って1、2号墳をA群、3号墳以下をB群とする(図3)。「方形周溝遺構」を含むB群では、4号墳が古相を示し、3号墳から5号墳へと続いている。8世紀初頭に5号墳が築かれ



た後は、ムコアラク遺跡同様「方形周溝遺構」が続くと考えられるが、ここでも確たる証左は得られていない。しかしムコアラクA群から類推するとすれば、M05が5号墳の後に築かれ、M01～M04が次段階に営まれた可能性が高い。

A群はB群より僅かに溯り、ムコアラクA群とほぼ同時に造墓を開始して1号墳から2号墳へと続くが、それ以後断絶しているように見える。しかし東方に連続する六通神社南遺跡が現在調査中であり、方墳及び「方形周溝遺構」が検出されているから、A群はさらに東側へ広がっているものと見られる。

以上見た両遺跡の築成過程は図4に示したが、それらは時期および墳形（同時性が考えられる古墳の一部は規模や平面プランまで）の共通性と群構成から、4支群によって構成される一体の墓域として扱えられる。また各支群それぞれが「方形周溝遺構」を含み、その想定される時期からも、それが後期古墳に継続して造営され続けたものであることは明瞭であろう。7世紀後半に方墳が採用され(註5)、8世紀以降「方形周溝遺構」へと推移する構造は両遺跡の近傍に所在する大膳野北遺跡でも考えられ、また7世紀後半に至っても円墳を造り続けた南二重堀遺跡や小金沢古墳群などでは円墳から「方形周溝遺構」への推移が想定されるであろう。

表1の分類でIIとした鈴子遺跡では「方形周溝遺構」が後期古墳と混在することなく群集しており、また押沼遺跡群もおそらく同様の構成をとると予想される。鈴子遺跡は「方墳」として報告されたものを含め、12基中4基から8世紀末乃至9世紀初頭にかけての土器を出土しており、他も近い時期の所産とされている。これは要するに、奈良・平安時代になってから造営が開始された一群であるというに過ぎないのではないか。山岸良二氏も件の論考の中で指摘しているが、鈴子遺跡は3～4支群にグルーピングが可能であり、それぞれの支群内で継的に築成されていったとすれば、それはまた群集墳の形成過程と本質的に変わるところはない。

さて従来、古墳時代以降の「方形周溝遺構」は墓址ではないかとされながらも、明確な形での主体部が検出されたのは鈴子遺跡004号址（その事実とマウンドの痕跡故に「古墳」とされた）のみ

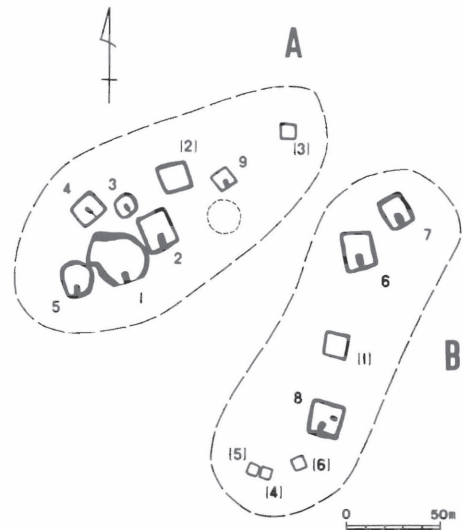


図2 ムコアラク遺跡群構成

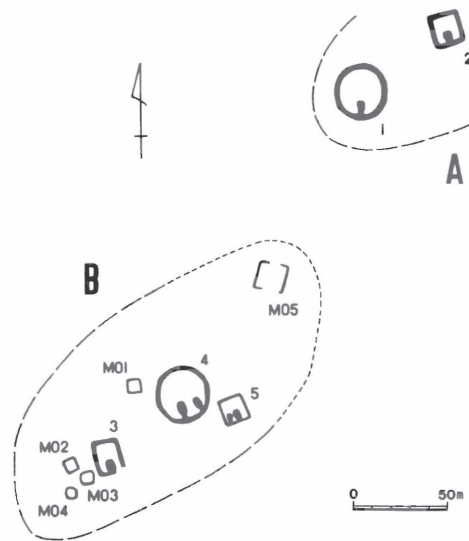


図3 六通金山遺跡群構成

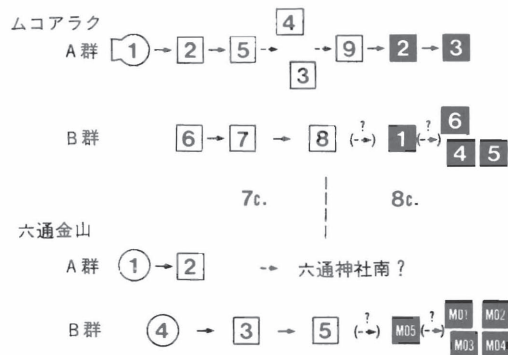


図4 ムコアラク遺跡・六通金山遺跡形成過程（白ヌキは「方形周溝遺構」）

であった。その形態は退化した横穴式石室様の横穴式粘土室というべきものである。時期は先述の通り国分期であるが、これはその特殊性故に、同様の時期の他の「方形周溝遺構」に敷衍して、すべてを墓址と断定し難かったのは当然と言えよう。

しかし現在少数ながら、表1に示したように、明確な木棺直葬の主体部を持つものや、主体部の痕跡か否か断じ難いものの長方形土壇を持つものが検出されつつあり、さらには市原市ナキノ台遺跡、同市国分寺台地区（諏訪台遺跡など、註6）、同市小田部遺跡（註7）で地下式壇を主体部を持つ例が調査されている。ナキノ台、諏訪台、御林跡の各遺跡では人骨を遺存する。以上の諸例は「方形周溝遺構」の性格が墓址であることの蓋然性をますます高めるものである。

要するに奈良・平安時代に降る（可能性の高い）多くの「方形周溝遺構」は、後期群集墳の群構成を踏襲しながらそれに継続して築かれ続けた墳墓であり、従来の「古墳」に対する一般の通念を超えて極言すれば「奈良・平安時代の古墳」と呼称してすら差支えないとも言える。かく考えれば、古墳時代後期に属する「方形（円形）周溝遺構」は、マウンドを遺存しない点や小規模であること等が所謂「古墳」との間の本質的差異であることの実証を得ない限り、後期古墳の範疇に加えるべきであろうが、ここでの早急な結論は徒らに混乱を招くであろう。いまだ分明ならざる「古墳」概念の再検討を望みたい。

### 3. 後期群集墳から「方形周溝遺構」へ、その歴史的意義

もし前節の検討が正しいとすれば、その歴史的意義は奈辺にあるのか。

直接生産者が造墓主体となり、基本的再生産単位（ここではそれ自身の変化発展は度外視する）毎に区画によって一定の土地を占有する墓制「群小区画墓」は、西日本では律令国家成立以前にはすでに絶えている。しかし今回検討した地域では基本的に同一階梯に属する墓制が律令国家成立後なお約一世紀間に亘って継続している。実に驚くべきことである。結論先取的に言えば、これは農業共同体の構造自体は殆ど国家権力による政治的再編を受けなかったことの証左に他ならない。

アジア的専制国家は、個別経営の自立・成長が

不完全で、従前の共同体の関係が未分解のまま、むしろある程度その共同体的関係に依拠して成立することを特質の一つとする（註8）。しかし支配機構に組み込むために、国家は共同体の關係に手を加えなかったわけではない。日本の律令国家の場合も、公民の個人人身支配を指向して籍帳を作成し、五十戸一里の編戸、即ち農業共同体の政治的再編を行なったはずであった。この問題との関わりで見るとすれば、律令国家成立後の「方形周溝遺構」の造営はいかなる意味を持つか。

第一に、「方形周溝遺構」は後期群集墳の群構成そのままに、その延長線に立って築かれる。つまりそれは共同体の構造に殆ど変化がないことの顕われである。籍帳を額面上見れば、戸の分解、合体がかなり認められるが、その編戸の有効性に疑問を持たざるを得ない。

第二に、国家が公民を個別（戸別でも）に掌握していた場合、一定の規模（占地）を有する「区画墓」の造営という剰余労働の浪費が許容されたかどうか。確かに主体部や規模に見る投下労働量の縮小は重要な画期として認めねばならないが、それは収奪の強化による間接的影響であって、決して権力による直接的規制ではないと見るべきである。

舟尾好正氏は律令財政や造籍等における郡司・里長層の関与の大きさを指摘している（註9）が、当地においてはさらにその傾向が強くと、言い換えれば国家はせいぜい地方豪族層までを掌握するに留まったのではなかったか。

これは律令国家成立当時の東国支配の特質を考える上で重大な問題である。現状ではいまだ論拠薄弱なこと言うまでもないが、最近増加しつつある他県の類例（茨城県における「方形周溝遺構」や東北各地の類似の遺構）の検討によってさらに問題点が明確になるであろう。すべては今後の研究にかかっている。

（2班 千原台事務所）

#### 註

- 1) 佐原真「弥生時代の集落」『考古学研究』25 - 4 1979
- 2) この点について筆者は独自の見解を持っているが、この限られたスペースで論じ切れる問題ではない。詳論は別稿を準備中である。
- 3) 金丸誠「房総半島における方形・円形周溝に

ついて』『研究連絡誌』第1号 (財)千葉県文化財センター 1982

山岸良二『『方形周溝状遺構』研究序説(I)—千葉県現状分析—』『東邦大学付属東邦中学校研究紀要』第2号 1983

4) 金丸誠・他『佐倉市立山遺跡』(財)千葉県文化財センター 1983

5) この点に関しては最近栗田則久氏が詳述している。栗田「千葉東南部地区における方墳の様相」『研究連絡誌』第5号 (財)千葉県文化財センター 1983

6) 谷島一馬「御林跡遺跡の調査」『上総国分寺台調査概報』1979 で御林跡、台C地点の2例が紹介され、さらに市原市文化財センター 浅

利幸一氏の御教示により、天神台(諏訪台)遺跡でも検出されていることを知った。伴出須恵器により8世紀後半の年代を与え得るとのことである。

7) 市原市文化財センター 山口直樹氏、森本和男氏、近藤敏氏らの御厚意により実見させていただいた。

8) 筆者は原秀三郎氏、鬼頭清明氏らの古代国家論に従っている。

原秀三郎『日本古代国家史研究』東京大学出版会 1980

鬼頭清明『律令国家と農民』塙書房 1979  
他多数

9) 舟尾好正「奈良朝の国家と農民」『日本史を学ぶ1 原始・古代』有斐閣 1975 他

## 内 耳 土 器 に つ い て

田 形 孝 一

### I

近年、県内においても中近世遺跡の発掘例は、城郭を中心にはあるが年々増加の傾向にある。又中近世以前の遺跡の発掘調査においても、わずかながら該期の遺構・遺物の出土例も認められるところである。本稿では、それらのなかで中世以降の日常什器である内耳土器を取り上げ、昭和57年度当センターで発掘調査を実施した高沢古墳群(千葉市生実町2703-1 他所在)の出土例を紹介するとともに若干の私見を加えたいと思う。

### II

内耳土器は、土器内面に釣手様の内耳を付した特徴的な形態を有する土器で、中世以降の日常什器として広く使用され続けていたと思われる土器であり、器型的には、体部と区別されて外反する口縁部を有し器高の高い土鍋と、口縁部の外反がなく器高の低い焙烙との二器種が考えられている(註1)。このうち内耳鍋には鉄製のものがあり、形態的にみると鉄製内耳鍋から内耳土鍋への影響が考えられるところである(註2)。

又、内耳土器の関東地方全般の出土傾向は、該地方の各県から普遍的に出土するが、特に北関東に圧倒的に多く、一遺構内で多量の土師質土器・陶磁器などの遺物と共伴し、中・近世の日用雑器

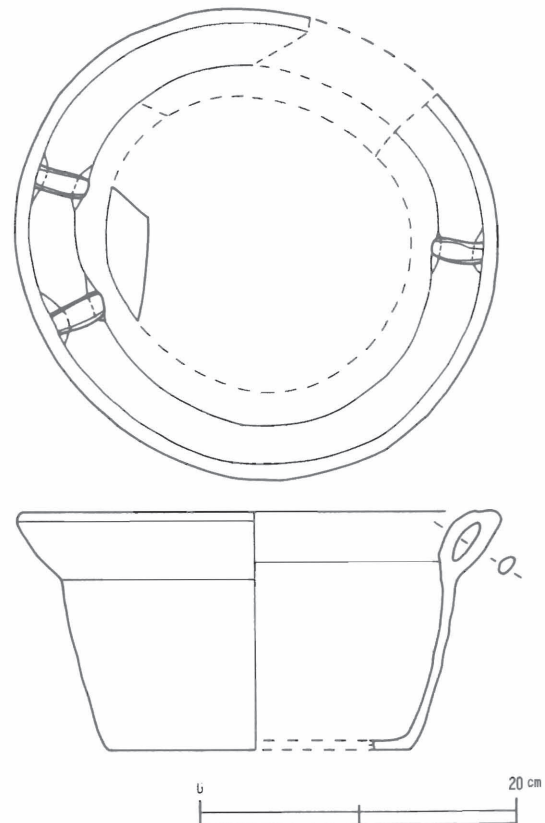


図1 高沢古墳群出土内耳土器実測図